

NO	項目	質問	回答
1	営利	月謝や会費を取っている団体の活動場所として利用できますか。	主として「営利」とみなされる活動を行っている団体による地域活動室の利用はできません。非営利活動法人であっても、当該活動が金銭の発生につながる事業の利用に誘導するような場合は同様に利用できません。
2	営利	地域活動室で物品の販売は可能か	コロポックル内での物品の販売はできません。 また、販売があったことが分かった場合、当該団体の利用を停止させていただきます。
3	団体	「団体」の定義は。個人が主催で、その都度人を集めて講座をする場合は利用可能か。	「団体」の人数的な定義は3人以上とします。このため、登録人数が1名で、当該1名が主催者となり、毎回不特定で複数人が集まって講座を実施する場合、登録団体による活動とはいえないため対象外です。
4	団体	参加者が変更、追加になった場合、都度会員名簿の提出が必要か。	必要です。
5	利用者	利用は、親子の利用のみですか。親のみの利用は可能でしょうか。	地域活動室は、地域で活動している子育てグループの活動場所として利用できます。特に、子どもと一緒に活動を想定しております。 他の作業（保育園や幼稚園のイベントの準備等）を主目的にした活動を行っている団体があるとのこと意見をしばしばいただいております。他の作業を主目的とする場合、児童センターの会議室や他の地域センター等をご利用ください。 利用中・利用後に、作業等を主目的とした活動であることが判明した場合、当該団体の利用を停止させていただきます。
6	グループ紹介	地域活動室のグループ紹介	地域活動室の目的は、地域で活動している子育てグループの支援と、参加の支援です。このため、令和7年度から、活動日、名称、代表者名、対象者等を市のHPで公表させていただきます。 参加をご希望の方は、ころぼっくるの窓口でご相談ください。
7	違反	申請書と異なる事由での利用が明らかとなった場合	申請内容と異なる利用が明らかとなった場合、当該団体の利用を停止させていただきます。
8	予約・キャンセル	予約・キャンセルの方法(電話・直接)について	予約は直接来館し様式を記入してください。キャンセルは電話でも対応可能です。キャンセル後の別日での再予約は、通常の予約と同様に、直接来館し様式の記入を行ってください。キャンセルの電話と同時に再予約の受け付けは行っておりません。
9	当日の使用	鍵の受け渡しについて	当日の使用に際し、「使用承認書」(原本)を持っていない方が、一番最初に来館し、鍵を受け取ることは原則できません。 ただし、「使用承認書」(原本)を持っている方から事前に連絡(「代わりに〇〇さんがいきます」または「名簿に名前のある人が行きます」)があった場合は可能です。この場合であっても、「使用承認書」(原本)を後程、ご提出いただいております。